

(参考) 平成 22 年 3 月「教育研究資金不正防止計画」策定後のこれまでの取組

(1) 平成 22 年 3 月「教育研究資金不正防止計画（平成 24 年一部改正）」に基づく取組

【平成 23 年度から実施した取組】

- 「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の予算執行の責任に関する規程」を制定し、最高管理責任者・統括管理責任者・予算責任者・予算詳細責任者・予算詳細執行支援者の責任を明確にし、その役割の強化を図った。
- 各責任者、研究代表者等に対し、関係規則等を物品等請求システムの掲示板等で示すほか、各種会議、メールの手法を用いて、それぞれの責任と役割について周知・徹底を図った。
- 予算詳細責任者は、予算詳細執行支援者に対して責任と役割を説明することを義務化した。事務局において予算詳細責任者の予算残額等の把握と検証を実施。内部監査等を通じて得られた結果は部局長等会議で注意喚起した。
- 教育研究資金の適正な執行に向けた「ハンドブック」等を作成し、配付。本学の HP に「公正な研究活動のために」というページを設け、行動規範、不正防止計画等とともに「研究費使用ハンドブック」を掲載。併せて通報・相談窓口も周知した。
- 新規採用職員向けのセミナーや説明会、FD 研修などの場で、研究担当理事・副学長、コンプライアンス担当副学長等が、会計検査院決算結果報告等における指摘事項や不正使用の事例について紹介し、情報共有・意識の向上を図った。

【平成 24 年度から実施した取組】

- 「調達に関する国立大学法人東京工業大学の基本方針」を制定し、公開。1 件当たり 100 万円以上の取引を行う業者から誓約書の徴取を開始した。
- 検収センター職員等の第三者が検収することによる牽制体制の強化を図った。
- 全ての納品（1 万円未満含む）を検収することとし、平成 25 年 1 月から試行し、同年 4 月より完全実施した。

【平成 25 年度から実施した取組】

- 学生に支払われる TA・RA 業務と事務補助業務の「業務時間表」を 1 枚の様式で個人毎に作成し重複防止を図ることとし、平成 25 年 4 月から実施した。

【平成 26 年度から実施した取組】

- 予算詳細執行支援者に対し、ルールと責任について説明し、その上で誓約書を徴した。
- 教育研究資金を扱う教職員の研修会等への参加を義務化し、不参加の教員は研究費の申請・交付を認めないこととした。
- 学内統一基準の発注簿を作成し、四半期ごとに予算詳細責任者が署名の上予算責任者に報告することを義務化した。発注簿は、内部監査の際に活用しつつ、発注先選択の公平性・発注金額の適切性の確認に使用する。

(2) 平成26年3月「研究費の不正防止のための当面の取組方針」に基づく取組

【平成26年度から実施した取組】

- 研究費の適正な管理のための規則として、「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則」を制定した。
- 教育研究資金を扱う教職員の研修会等への参加を義務化し、不参加の教員は研究費の申請・交付を認めないこととした。【再掲】
- 物品納入等の経理面の改革として、平成27年1月から以下の改革を行った。(一部は試行を経て平成27年4月から実施)
 - ・ 教員発注上限額を100万円未満から50万円未満に引き下げた。
 - ・ 学内統一様式による「発注書」の使用と各予算詳細責任者の承認を義務付けた。
 - ・ 学内統一様式による「発注簿」の使用と各予算詳細責任者の確認及び署名を義務付けた。
 - ・ 物品等請求システムの利用者登録の見直しにより、システム上の発注権限の管理を徹底させた。
 - ・ 業者がいつ、何を納品等したかを明確にするため、納品台帳を備え付けた。
 - ・ 誤納品のリスク回避や発注者の責任の明確化等を図るため、発注書・納品書・納品物品の3つを照合する検収方法に変更した。
 - ・ 二重検収(物品の使い回し)等を防ぐため、納品物品に「シール」でマーキングすることとした。
 - ・ 特殊な役務における検収方法に、作業前もしくは作業中の状況も合わせて確認することを加えた。後日抽出により、専門的知識を有する者による監査も実施することとした。
 - ・ 検収体制の厳格化を図るため、「自己検収」を原則禁止とした。
 - ・ 業者が納品物品等の持ち帰りを行わないよう、納品車両を対象に出口確認(荷台の確認、出構記録表)を実施することとした。
 - ・ 取引業者に対し、本学と取引のある全ての業者から誓約書を徴取することとし、大学の求めに応じて必要な書類の提出に協力するなどの項目を加えた。誓約書を提出した業者をリスト化し、それ以外の業者への発注を禁止した。
 - ・ 不正に加担した業者への取引停止期間を、現行の「最長9月」から「最長24月」に延長し、不正行為の抑止を図った。
 - ・ 10万円未満で「消耗品」としていたもののうち、換金性の高い消耗品(パソコン)を少額物品と同様に物品管理することとした。
- 出張計画の実行状況等の把握・確認を徹底するため、平成27年度に以下の改革を行うこととした。
 - ・ 従来のお出張報告書の記載項目及び内容の詳細化を図る。
 - ・ 出張計画どおりの用務遂行を確認するため、用務先対応者等のサイン等を含む出張用務等確認書の提出を義務付ける。
 - ・ 出張計画どおりに宿泊した事実を確認するため、宿泊証明書の提出を義務付ける。
 - ・ 出張計画どおりの経路によったことを確認するため、鉄道利用の際の特急券・急行券の提出を義務付ける。
- 補佐員等の孤立化を防止するために、各事務区等が中心となって情報交換会を招集し、研究費等についての情報提供や情報交換を行うこととした。
- 採用時に全教職員から誓約書の提出を求めることとした。誓約書には、以下の事項

を盛り込んだ。

- ・ 大学の規則等を遵守する
 - ・ 不正を行わない
 - ・ 規則等に違反して不正を行った場合は、処分及び法的な責任を負う
 - ・ 不正行為と思われる事柄を認識したときは、公益通報制度を活用し通報する
 - ・ 大学が指定する研修（講習・説明会等を含む）に参加する
- 過去に本学で勤務経験がある場合は、応募時に提出する履歴書に勤務していた研究室名まで記入を求める。
- 学生アシスタントの勤務時間管理については、研究室でなく事務担当者が行うこととし、以下を行っている。
- ・ 労働条件通知書は、学内便で研究室へ送付するのではなく、事務担当者から従事者となる者へ手交する。
 - ・ 業務を開始する前に、勤務時間報告の手続きなど留意事項を記載した書類を学生本人に渡して説明し、本人の署名を得て確認する。
 - ・ 勤務時間報告書の様式を改め、従事者名・教員氏名は、自署とする。

(参考) 平成27年3月「教育研究資金不正防止計画」策定後のこれまでの取組

平成27年3月「教育研究資金不正防止計画」に基づく取組

【平成27年度から実施した取組】

- 平成27年4月に、これまでのコンプライアンス室を改組して「教育研究資金適正管理室」が設置され、10月には研究推進部研究企画課に教育研究資金適正管理事務グループを新設、専任職員の人員増を図り、更なる運用体制の強化が図られた。
- 経理関係事務を研究室外で行うことを目指し、集約化を進めており、事務の集約化に伴う物品購入ワーキング及び旅費・謝金ワーキングを設置し、集約チームが行う業務内容・フローについて検討を行った。

【平成28年度から実施した取組】

- 出張に関する命令等（服務）に関する責任の所在とそれに伴う旅費支給に関する責任の所在の明確化を図るため、旅費規則の名称を旅費支給規則に変更し、新たに旅行命令等規則を制定した（平成28年7月1日施行、平成28年4月1日適用）。
- 各部局・研究室での研究倫理教育を推進するため、本学ホームページ「研究支援窓口」内に「研究倫理教育」ページを新設し、学内に周知した。研究不正防止のための研修会資料をはじめ、研究倫理教育に関する各種コンテンツ等を掲載した。
- 大学改革による組織改編に伴い、平成30年度中導入完了を目指し、可能なところから各部局において新規採用や執務場所の確保等の経理事務集約を進めた。

【平成29年度から実施した取組】

- ローカルルール見直しの趣旨を踏まえ、物品納入等の経理面の改革として、平成29年10月から以下の改正を行った。（一部先行実施）
 - ・ 立替金支払請求に必要な証拠書類は「支払事実を示す書類」とし、その要件を明文化した。これにより、要件を満たす限り証拠書類は1点で良いことを明確にした。また、インターネットを利用した取引について、これまで行っていた「価格、納入条件等において請求書による通常の支払いと比較して有利であること」が確認出来る比較資料の提出は求めないこととした。（H29年5月）
 - ・ 誓約書徴取除外対象業者の範囲を見直した。
 - ・ 発注簿提出頻度を四半期毎から半期毎へ変更した。
 - ・ 納品物品のマーキングシールは、対象物品を1万円以上から3万円以上へ変更し、また、マーキングシールの返却・管理を廃止するとともに、日付等のない簡素なシールにするなどの変更を併せて行った。
 - ・ 検収センターは、納品物の確認業務に特化するなど役割を明確化し、併せて役務検収における写真提出を廃止した。
 - ・ 教員発注上限額を100万円未満から50万円未満へ見直しを行っていたが、100万円未満へ変更した。
- ローカルルール見直しの趣旨を踏まえ、出張時の必要書類について、平成29年6月から以下の改正を行った。
 - ・ 平成29年3月24日付文部科学省事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」の趣旨を踏まえ、平成29年6月1日付け

で旅行命令等規則を一部改正した。

- ・ 出張報告における旅行事実を確認する書類の簡便化を図り、出張用務等確認書及び宿泊証明書を廃止、用務を行ったことが分かる資料のいずれか一つ提出を求めること等、大幅な改革を行った。
- 大学HP（教職員向けページ）内に、「公正な研究活動のための研修会」実施映像及び資料を掲載し、随時視聴できる環境を整えた。
- 学外通報窓口について、弁護士事務所と委託契約を行い、平成29年5月1日に設置した。これにより、公益通報者の状況に応じて、学内または学外のいずれか都合のよい窓口を選択できるよう整備した。
- 経理関係事務を行う集約化事務の体制は、学院等における状況に応じ、学院等別及び建物（エリア）別に設置しており、全ての学院等を網羅できる体制を整えた。（平成30年2月）

【平成30年度から実施した取組】

- 引き続き、ローカルルール見直しの一環として以下の改正を行った。
 - ・ 従来の「発注簿」から「予算執行報告書」の提出に替えることにより、発注案件だけでなく、旅費・謝金を含む予算全体を確認できるようにした。（平成30年4月）
- 大岡山地区における「旅費支給に係る支援業務」について、全ての経理業務室で対応可能とした。（平成30年11月）

【令和元年度から実施した取組】

- 引き続き、ローカルルール見直しの一環として以下の改正を行った。
- 平成29年10月より、持ち帰り防止対策として契約担当職員が週1回、研究室等へ出向いて購入物品の抜き打ち検査を行っており、実効性が認められることから、検収センターによる出口確認及びマーキングシールを廃止した。（令和元年11月）
- 平成30年4月に変更を行った予算詳細責任者による「予算執行報告書」の提出については、予算責任者が部局における研究資金の予算執行が適正に行われているかのモニタリングを実施しており、実効性が認められることから、予算詳細責任者が行う「予算執行報告書」の提出を廃止する規則改正を行う。（令和元年9月）
- 教員の利便性及び立替払の負担軽減に加え予算執行の透明性を図る目的のため、法人カードの利用に関する要項を制定した。（令和元年11月）また、一部の教員に協力願い、制定した要項による試験的な導入を行い、カード使用の課題等の洗い出しを行う。（令和2年3月）

【令和2年度から実施した取組】

- 法人カードの本格運用を開始するための申込募集を行い、カード発行依頼の手続きを行った。併せて、利用者向けマニュアル等の整備を行った。（令和2年12月）
- 受講を義務付けている「公正な研究活動のための研修会」は、コロナ禍によりすべてオンラインにて開講し、会場に足を運ばなくとも受講可能となった。（令和2年8月）
- 研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、研究データ保存について、全学常勤教員へアンケートを行い、保存状況の把握に努めた。（令和2年9月）
- 経理業務室の担当する業務（契約支援業務及び検収業務）を所管している契約課に所属変更を行い、管理・指導体制の強化を図った。（令和2年4月）

- 効率的な業務運営の観点から、すずかけ台地区の経理業務室の旅費支給に係る支援業務担当職員を部局事務内に配置し、「旅行命令担当事務」と「旅費支給に係る支援業務」を同一場所で実施することで旅行命令及び旅費支給に係る対応と支援について、連携体制の強化及び業務のレスポンス向上等を図った。（令和2年4月）

【令和3年度から実施した取組】

- 令和3年2月1日改正文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）を踏まえ、以下を行った。
 - ・ 監査室、教育研究資金適正管理室及び監事と連携し、適切な情報共有を行うこと、また監事は役員会等において、不正防止に関する状況について定期的に報告し、意見を述べることとした。
 - ・ 6月の部局長等連絡会において、最近の不正発生状況や公正な研究活動の推進状況および他大学の不正事案を紹介し、不正防止のための啓発活動を行った。（令和3年6月）
 - ・ 9月の部局長等連絡会において、各部局におけるコンプライアンス教育の実施状況について調査を依頼するとともに、関連規則や各部局でのコンプライアンス教育の実施方法について事例を紹介し、意識向上を図った。（令和3年9月）
 - ・ 9月27日に少人数による「ディスカッション研修」を実施し、実際の不正事案をもとに、不正発生の背景と回避策等について深く議論する場を設けた。（令和3年9月）
 - ・ 令和2年度に行った所属変更に伴う管理・指導体制の強化の一環として、各経理業務室の業務量を数値化し、適材適所の人員配置を行った。
 - ・ 令和4年2月開催の役員会にて、「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則」外2件の一部改正及び「教育研究資金不正防止計画」の改訂が承認された。